

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成29年10月24日（平成29年（行情）諮問第413号）

答申日：令和元年6月25日（令和元年度（行情）答申第73号）

事件名：行政文書ファイル「日米安全保障高級事務レベル協議（SSC）（昭和43年）」に含まれる文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる5文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年7月14日付け情報公開第00622号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

文書は約50年前のものであり、全て開示しても「不開示理由一覧」に示された様々な「おそれ」は現時点ではあり得ず、今回のような一部開示決定は情報公開制度の本旨に照らして行き過ぎと考えるため。

（2）意見書（添付資料省略）

当方の主張を補強するため、外務省が今回一部不開示決定とした昭和43年の日米安保高級事務レベル協議（SSC）に関し、米国政府が開示している資料の一部を提出する。

昭和43年に開かれた3回のSSC（開催日は1月23日、6月6～7日、9月11～12日）の議事録である。

審査会におかれては、同じ日米協議に関するこの米国側資料と、外務省が一部不開示にした日本側資料の比較もされた上で、判断してほしい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

外務省は、平成29年3月31日付けで受理した審査請求人からの開示請求「日米安全保障高級事務レベル協議（SSC）（昭和43年）」に対し、法11条による特例延長を行い、相当の部分として1件の文書を特定

し、開示とする決定を行った後、46件の文書を特定し、41件を開示、5件を部分開示とする原処分を行った（平成29年7月14日付け情報公開第00622号）。

これに対し、審査請求人は、平成29年9月27日付けで対象文書の不開示部分について、不開示情報に該当することを不服とし、原処分の取消しを求める審査請求を行った。

2 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、原処分において部分開示とされた、別紙に記載の5文書である。

3 不開示とした部分について

(1) 文書2、文書17の2頁目14行目から3頁目4行目、文書35の不開示箇所には、公にしないことを前提とした安全保障に係る米国との協議の内容に関する情報が記載されており、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条3号により、不開示とした。

(2) 文書7、文書17の上記(1)以外の不開示箇所には、公にしないことを前提とした安全保障に係る我が国政府部内の協議の内容に関する情報が記載されており、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、米国等との信頼関係を損なうおそれ、又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条3号及び5号により、不開示とした。

(3) 文書22の不開示箇所には、在日米軍基地反対闘争への対応に関する情報が記載されており、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号により、不開示とした。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、「文書は約50年前のものであり、全て開示しても「不開示理由一覧」に示された様々な「おそれ」は現時点ではあり得ず、今回のような一部不開示決定は情報公開制度の本旨に照らして行き過ぎと考える」として、原処分の取消しを求めている。

しかしながら、外務省は、上記3のとおり、対象文書の不開示事由の該当性を厳正に審査し、今日においても不開示事由に該当する箇所のみ不開示とした上で原処分を行っており、同請求人の主張には理由がない。

5 結論

上記の論拠に基づき、外務省としては、原処分を維持することが適当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年10月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月14日 審議
- ④ 同日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和元年5月24日 委員の交代に伴う所要の手續の実施，本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年6月21日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は，別紙に掲げる5文書である。

審査請求人は，原処分取消しを求めており，諮問庁は，本件対象文書の一部が法5条3号ないし5号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから，以下，本件対象文書の見分結果に基づき，不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 日米間の安全保障に関する協議の記録について

文書2及び文書35の不開示部分には，約50年前の日米間の安全保障に係る協議における具体的なやり取りの内容が記載されている。

当該部分のうち，別表に掲げる部分を除く部分については，これを公にすることにより，国の安全が害されるおそれ，他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので，法5条3号に該当し，不開示とすることが妥当である。

しかしながら，別表に掲げる不開示部分については，原処分において既に開示されている部分と同旨の又は当該部分から容易に推測できる内容が記載されていると認められるので，これを公にしても，国の安全が害されるおそれ，他国との信頼関係を損なうおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められないことから，法5条3号に該当せず，開示すべきである。

(2) 米軍基地及び沖縄返還問題に関する我が国の検討状況について

文書7及び文書17の不開示部分には，約50年前の米軍基地及び沖縄返還問題に係る政府部内の検討状況及び米国との協議に向けた対処方針等が記載されている。

当該部分のうち，別表に掲げる部分を除く部分については，これを公にすることにより，現在においても日米間で協議が行われている又は今後も協議が行われる可能性がある米軍基地に係る問題に関する我が国の対応方針等が推察され，国の安全が害されるおそれ，米国との信頼関係

が損なわれるおそれ及び米国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、別表に掲げる不開示部分については、原処分において既に開示されている部分と同旨の若しくは当該部分から容易に推測できる内容が記載されていると認められること、又は、本件開示請求時点で我が国への沖縄の施政権返還から既に40年以上が経過していることに鑑み、これを公にしても、本件開示請求時点においてもなお、国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められず、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるとも認められないことから、法5条3号及び5号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

(3) 米軍基地反対闘争に関する政府部内の分析内容等について

文書22の不開示部分には、約50年前の米軍基地反対闘争の状況及びその後の見通し並びに米軍基地をめぐる問題点等が記載されている。

当該部分のうち、別表に掲げる部分を除く部分については、これを公にすることにより、米軍基地反対闘争等に係る警察の具体的な情報収集の対象や関心事項等が明らかとなり、文書作成から50年近くが経過した現在でもなお、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、別表に掲げる不開示部分については、約50年前の米軍基地反対闘争を中心とする治安情勢に係る一般的な説明や見通しが記載されているにすぎず、これを公にしても、本件開示請求時点においてもなお、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められないことから、法5条4号に該当せず、開示すべきである。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号ないし5号に該当するとして不開示とした決定については、別表に掲げる部分を除く部分は、同条3号及び4号に該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表に掲げる部分は、同条3号ないし5号のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 佐藤郁美, 委員 中川丈久

別紙

- 文書 2 日米安保協議について（第 1 7 6 0 号）
- 文書 7 在日米軍基地の検討方針について
- 文書 1 7 沖縄返還問題の進め方について（昭和 4 3 . 7 . 1 5）
- 文書 2 2 米軍基地反対斗争の現状と問題点（昭和 4 3 年 9 月 5 日）
- 文書 3 5 日米安保協議に関する件（昭和 4 3 年 6 月 1 2 日）

別表

文書	開示すべき部分
文書 2	全て
文書 7	8 枚目 5 行目及び 1 1 行目, 9 枚目 1 9 行目及び 2 0 行目, 1 0 枚 1 行目, 2 行目, 6 行目及び 1 0 行目, 1 6 枚目 7 行目及び 1 8 行目並びに 1 7 枚目 1 2 行目, 1 3 行目, 2 1 行目, 2 8 行目, 2 9 行目, 3 3 行目及び 3 4 行目
文書 1 7	全て
文書 2 2	<p>下記を除く全て。</p> <p>2 枚目 (3 行目右から 3 文字目ないし 1 文字目, 4 行目 1 文字目ないし 1 6 文字目, 9 行目 1 文字目ないし 5 文字目, 1 2 行目 1 文字目ないし 4 文字目, 1 3 行目 1 文字目ないし 3 文字目, 1 4 行目 1 文字目ないし 7 文字目, 1 5 行目及び 1 6 行目 1 文字目ないし 8 文字目), 3 枚目 (5 行目 6 文字目ないし 1 3 文字目及び 1 7 行目右から 6 文字目ないし 2 文字目), 4 枚目 (2 行目右から 2 文字目及び 1 文字目, 3 行目 1 文字目ないし 1 0 文字目, 5 行目 2 文字目ないし 1 0 文字目, 8 行目 2 文字目ないし 6 文字目, 1 1 行目 1 1 文字目以降並びに 1 2 行目 1 文字目), 5 枚目 (3 行目 2 文字目以降, 4 行目 1 文字目, 8 行目 4 文字目ないし 1 0 文字目, 9 行目, 1 0 行目 1 文字目ないし 4 文字目, 1 4 行目右から 9 文字目ないし 2 文字目, 1 8 行目 5 文字目以降並びに 1 9 行目 1 文字目ないし 7 文字目及び 1 5 文字目以降), 6 枚目 (7 行目 1 文字目ないし 4 文字目, 9 行目 3 文字目ないし 1 2 文字目, 1 3 行目 2 文字目ないし 6 文字目, 1 6 行目 2 文字目ないし 1 2 文字目, 1 7 行目右から 5 文字目ないし 1 文字目及び 1 8 行目 1 文字目), 7 枚目 (3 行目右から 3 文字目ないし 1 文字目, 4 行目 1 文字目及び 2 文字目, 7 行目 1 2 文字目以降並びに 8 行目 1 文字目ないし 4 文字目), 9 枚目 (1 4 行目 1 文字目及び 2 文字目) 及び 1 0 枚目 (1 4 行目右から 6 文字目及び 5 文字目)</p>